

家庭用生ごみ堆肥化装置補助金

手続きの流れ

- ①事前にこの補助金の説明を受けてから、購入する生ごみ処理機(コンポスト等含む)の機種・購入店を決め、そのお店で見積書を作成してもらってください。
(注)この時点では、まだ購入しないでください。
 - ②様式第1号、同第2号と見積書等、申請書類一式を市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。(注)申請者の身分証明書が必要になります。
 - ③市が申請書類一式を受理後、2週間程度で補助決定の可否を通知いたします。
(注)この補助決定の通知(補助指令書)を受けてから購入してください。
 - ④購入後、様式第3号(完成届)に領収書、生ごみ処理機の設置状況写真(用紙の種類は問いません)を添付して、市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。
補助金の請求書も合わせてご提出ください。
 - ⑤市が完成届の書類一式を受理後、約1か月程度で申請書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込みます。
- ◇購入先は高山市内に本店のある、市内のお店に限られます。
- ◇市税に滞納のある世帯(同居のご家族全員)は申請いただけません。
- ◇生ごみ処理機設置後5年間、この補助金の目的に反して使用、譲渡、貸付、担保に供することはできません。
- ◇以前にこの補助金をうけたことのある世帯も申請いただけます(2回目以降も申請できます)。

〔書類提出の注意点は裏面へ⇒〕

【問合先・提出先】 高山市役所2階 ごみ処理場建設推進課
電話 0577-35-3138
※支所地域にお住まいの方は支所でも可

書類提出の注意点

- ①購入店は高山市内に本店のある、高山市内のお店に限られます。
- ②申請時に添付する見積書は、購入予定のお店で作成してもらってください。
- ③見積書は、購入予定の機種、型番など製品が特定できる内容記載してもらってください。
※できるだけカタログ等も添付してくださいますようお願いいたします。
- ④申請書(様式第1号)の補助金振込先口座の金融機関名、店名、預金種目、口座番号は、必ず通帳と照らし合わせて正確に記載してください。
- ⑤申請書(様式第1号)の口座名義欄の名義(漢字)の上に、必ずフリガナ(通帳に印字されているカタカナ)を記入してください。
- ⑥領収書の日付は、補助指令書の日付以後となります。
- ⑦領収書の宛名は、申請者の名前としてください。
- ⑧領収書の金額は、見積書のコピーと金額が一致するか確認してください。
- ⑨領収書の記載金額が5万円を超える場合は、収入印紙が貼付(割印のあるもの)されている必要があります。
※ただし、消費税額を差し引いた本体価格(税抜価格)が5万円に満たないもので、合計金額(税込価格)とは別に消費税額が明記してある場合や、税務署の承認を受けている販売店の場合は、収入印紙は不要です。詳しくは、販売店にお尋ねください。